

令和4年第3回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和4年5月20日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。
ただいまから、令和4年歌志内市議会第3回臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は議長において、2番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
中嶋議会事務局長。
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和4年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は、全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議案第 2 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 4 議案第 2 2 号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） — 登壇 —

おはようございます。

議案第 2 2 号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります令和 3 年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたしますので、臨時会資料の 3 ページをお開き願います。

人事院勧告の概要として、関係部分を抜粋しております。上段を御覧願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給でございますが、俸給表につきまして、民間給与との較差が 0.00% と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改正が困難であることから、月例給の改定を行わないこととなっております。

次に、手当でございますが、期末・勤勉手当につきまして、民間の支給割合に見合うよう、一般の職員につきましては 4.45 か月分から 4.3 か月分に引下げ、再任用職員につきましては 2.35 か月分から 2.25 か月分に引下げることとなっております。

引下げとなった分につきましては、期末手当に反映され、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるよう配分されることとなっております。

それでは議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を改正するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例（昭和 29 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、資料と併せて御説明いたしますので、臨時会資料の 3 ページ、下段を御覧願います。

第 33 条は、期末手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

今年度における期末手当の一般の職員の支給割合を 0.15 か月分、再任用職員の支給割合を 0.1 か月分引下げることに伴い、条文を整備するものでございます。

資料の 4 ページを御覧願います。

第 44 条は、勤務 1 時間当たりの給与額の算出の規定でございます。

勤務1時間当たりの給与額の算出方法を給料の月額から給料及び寒冷地手当の月額の合計額に改正し、減額する場合につきましてもあわせて整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

附則第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

令和4年6月に支給する期末手当は、令和3年12月に支給された期末手当の額に令和3年12月1日時点の職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいと思います。

一つ目ですけれども、今回の改正によって前年と比べて、職員、再任用職員どれだけの影響があるのか、聞いておきたいと思います。

2点目でございます。今回、この改正によって労働組合との話し合いというのが多分行われたのかなと思われるのですけれども、どのような話し合いが行われたのか、聞いておきたいと思います。

最後、三つ目ですけれども、今、いろいろな状況があって、世界情勢いろいろあって物価が高騰しているという状況が続いております。それは御存じのとおりだと思うのですけれども、そういった中で期末手当の引下げだとかそういったことがなってくると、職員、それに附随して地域経済というところにも、地域経済の低下ということも考えられてくるのかなと思うのですけれども、その辺の認識はどういうふうにとらえられているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） それでは、最初の前年と比べての影響というところでございますが、今回、人事院勧告の給与改正に伴いまして影響を受ける方が、4月の段階で一般職員125名と再任用の方が7名、会計年度が51名というところで押さえております。影響額につきましては、今年度の職員ですと0.15か月と、再任用ですと0.1か月、その部分につきましては4年度の影響額としましては、職員として年額平均で4万9,000円程度、再任用職員で1人当たり2万2,700円程度、会計年度につきましては、今年度につきましては減額の対象とならないで5年度分から、来年度からの対象になりますので、影響はゼロ円というふうになっております。

労働組合との話し合いということでございますが、組合に対しては2月24日に人事院勧告の実施に関する申し入れを行いました。その後、給与改定について種々交渉を行いまして、最終的には5月6日に妥結する旨、確認をとったところでございます。

それと、最後の地域経済ですとか、物価上昇による影響というところでございますが、地方公務員法には公務員の給与や勤務条件は、社会一般の情勢に適応して変更されるべきであるという情勢適応の原則というのがございます。

人事院勧告というのは、民間の給与情勢の変化を民間の賃金が上がる場合も下がる場合も含

めて、公務員給与に適切に反映させるために勧告を行っているというところでございますので、従前より歌志内市も社会一般の情勢を調査した結果であります人事院勧告を尊重、遵守すべきであるということをお考えに持っておりますので、今回につきましても職員組合にそのことをお伝えいたしまして、御理解をしていただいたところでございまして、経済情勢不景気というのはもちろんございますけれども、その辺につきましても本年の人事院勧告の結果が、例年8月ぐらいに出てくるとお思いますので、その辺が今後の景気や経済状況を反映した形の勧告がされるものだと思っておりますので、まず、妥当なものであるというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最初の答弁なのですけれども、平均して職員の方で4万9,000円ぐらいだと、多分増減はあると思っておりますので、多い方はもっと多い方もいらっしゃると思えますね。

今、コロナの状況で、第一線で職員の方々いろいろ苦慮されながら、政府の方針がころころ変わる中でそれに対応してもらって、いろいろな形でコロナに気をつけながらやってもらっている、業務に励んでもらっている状況だと思います。

それは総務課長も、市長も当然、副市長も御存じだと思いますけれども、やっぱりそういった方々が働いている状況の中で期末手当の引下げになると、そういった方々の業務に対する意識、モチベーションというのですか、そういうのが下がってくるおそれがあるのではないかなと思うので、その辺どういうふうに感じているのか、捉えているのか、聞いておきたいと思えます。

二つ目ですけれども、人事院勧告を尊重しますということ、答弁で先ほど言われました。状況を見て、この人事院勧告が給与の上げ下げ、それが適正なのかどうなのかというのを決めているでしょうけれども、やっぱりここ何年もコロナの状況で物価の上昇が着実に上がってきていて、その状況を見た上で人事院勧告が期末手当の削減を言ってきているわけですね。それにはちょっと、いかがなものかなという形で私は思うのです。

労働組合だとか、そういったところも今この状況で下げるべきではないという声を上げている状況で、人事院勧告に必ずしも従わなくても市の財政が少しでも力があるのであれば下げないで、下げる分をどうにか市の財政にも協力できないのかということをお思うのですけれども、その辺はいかがかなと思えますので、聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 1点目と2点目、大きな意味では関連してございますので一括でお答えしたいと思っておりますが、人事院勧告そのものが公務員の給与について勧告している内容でございますけれども、住民ですとかの広く公務員に対する給与について理解をいただく上でも、民間の賃金状況を変化を反映させているものでございますので、コロナの関係で業務が多忙になるというのをもちろん理解していただくと、とてもありがたいものだと思いますけれども、まず何せ民間の賃金の情勢に合わせていくということになってございますので、言えば民間が、広く一般社会が景気がよくなれば公務員も給料も上がりますし、広く一般の社会が景気が悪くなれば公務員の給料も下がるというような原則に基づいておりますので、そこは勧告の意義というのがそこにあるかと思っておりますので、職員組合のほうもその辺は十分に理解していただいておりますので、私どもと今回組合と交渉したときにも理解をしていただいたというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最後の質問になります。

民間の給与情勢だとか、そういったところのいろいろなお調べになってからの人事院勧告でのお話し合いだということだと思いますけれども、民間企業が公務員の給料をどういうふうな体系になっているのかというのを調べて、それをベースにして給料体制を民間もつくっているのです。

それがどんどん言うなれば、こっちが下がっているからこちらも下げて、その状況を見て、こっちも下がっていればこっちも下げて、どんどん下がっていく可能性もあるので、一般の企業というのはやっぱり企業努力しているところは給料体制はいいかもしれませんが、物価が上がってきているものに対して、なかなか給料が上がっていないというのが今の日本の現状だと思います。

やっぱりこういうところで公務員の期末手当、最終的に年収になりますよね、年収になってくるので、そこをいじる、減額するようなことがあると、民間の今後の企業の市況というのでも変わっていくのかなと思いますので、その辺きちんとした見方が必要なのかなと、私は思っております。

最後に、市長はどういうふうな見解を示しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 女鹿議員の公務員、今回の人事院勧告につきましての通常であれば支払われるべきものが民間との較差の均衡を保つという部分で、このたびは勧告に従って下がると思いますか、返還的なことになるということでございます。

人事院につきましては、法律の定めるところによりまして、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告をつかさどる機関ということでございます。勧告は人事院の権限のうち、最も重要な一つであるというふうに認識しているところでございます。そんなことからそこを尊重し、遵守すべきだというふうに私は思っております。

民間賃金なかなか上がらないという部分で、内部留保が非常に多いということが、大きな各企業はそういう状況でございますので、内部留保を少しでも設備投資、あるいは賃金に分配といたしますか、そういうことが必要なと思っております、そのことがまた社会の情勢に賃金が反映されていくのかなと思っておりますので、これにつきましては、議員のほうの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第22号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例についての反対の立場から討論をしたいと思います。

このたびの改正は、政府が2021年8月に決めた国家公務員の期末手当引下げが同年度中に実施できなかったために22年6月に先延ばしし、地方公務員についても同様の措置を自治体に求めた人事院勧告による市職員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を引下げるものであります。

当市でも新型コロナウイルスの感染状況が続く中、現場の第一線で対応していただいている一般職の職員は、市民の命と健康を守り、地域経済の安定化を図るために様々な施策を実施しており、とりわけ感染リスクの高いエッセンシャルワーカーの現場で働く職員や窓口業務を行って

いる職員は、何よりも感染予防対策に神経を使いながら業務にあたっていると思っております。

このような中で、一般職の期末手当を引下げることが、最前線で市民と接して業務を行っている職員の意欲低下や、さらなる心身への負担増につながりかねないと思われま。特に、22年6月分と12月分の期末手当にあたっては、2021年12月分と合算しての大幅減額となり、認められるものではないと思っております。

あわせて任期付である再任用職員は、不安定な雇用状況で生活せざるを得ないことや、人生100年時代と言われる現代社会において、リタイヤ後も生活資金のやりくりのため、働くことを選ぶ再任用職員も少なくないことを考慮すれば、一律に期末手当を減額するのはいかななものかと考えます。

加えて、コロナ禍やロシアのウクライナ侵略問題、そして最近の円安傾向で原油価格の高騰の高止まり、非金属や穀物などの商品市況も高騰しております。当市においても地域経済が厳しい状況が続く中、公務員の給料が下がれば、地域の民間企業や事業者の賃金にも影響し、消費購買意欲の低下、それにつながる地域経済の循環、安定化にも大きく影響していきます。

コロナ禍で日々奮闘する自治体職員に対し、減給で応じる人事院勧告に様々な自治体では、労働組合が抗議の声を上げているのも事実であります。

人事院勧告は、自治体職員の給与や手当を定める際の一定の基準ではあり、市は人事院勧告を尊重するという理由でもありますが、必ずしも従う必要はなく、今、市が行うべきは職員の生活と健康を守り、引き続き職員に寄り添った対応に全力を尽くしてもらうことが最善だと考えます。

よって、市一般職及び任期付の職員の期末手当削減となる議案第22号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例については賛成できないものとして、反対討論いたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○2番（山崎瑞紀君） 私は、議案第22号に対し、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、人事院勧告に基づき、民間との期末手当支給割合の均衡を図るため、勧告に準じた改正内容となっています。

人事院勧告は、公務員の労働基本制約の代償措置として、公務員に対して適正な給与を確保する機能を持つものです。公務員の給与は、市場原理による決定が困難であるため、その時々々の経済、雇用情勢を反映して決定される民間給与に準拠して決められるとの原則から、今回の人事院勧告においても約1万1,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査し、ボーナスについては一昨年8月から昨年7月までの直近1年間の官民比較して決定されたものであり、妥当な勧告であると判断いたします。

また、当事者である職員組合が議論をした上で、この勧告による条例改正受入れを決定したものであります。

職員給与条例の改正にあたっては、従前より人事院勧告に準拠して改定されてきた経緯を踏まえ、今回の改正にあっても人事院勧告の内容に沿って実施することは妥当なものであると考え、本議案に賛成いたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第22号について起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第21号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第21号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、臨時会資料の1ページを御覧願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附則に次の1項を加える。

第10項、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

これは、期末手当の支給月数を0.15か月分引下げ、4.3か月分とし、今年度における支給月数が均等になるよう規定するとともに、令和4年6月の期末手当に限り、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定でございます。

資料は、2ページにわたります。

第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第23号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第23号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の5ページを御覧願います。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料の規定でございます。

証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする規定の整備をするもので、地方税法第382条の4に基づき、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第33条は、所得割の課税標準の規定でございます。

所要の文言の整理及び総合課税又は分離課税を確定申告書の記載により適用する規定の整備をするもので、地方税法第313条に基づき令和6年1月1日から適用するものでございます。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定でございます。

総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載により適用する旨及び読替規定の追加に伴う規定の整備をするもので、地方税法第314条の9に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第36条の2及び第36条の3は、市民税の申告の規定でございます。

公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備及び引用条文並びに所要の文言の整理をするもので、地方税法第317条の2及び第317条の3に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定でございます。

給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の整備をするもので、地方税法第317条の3の2に基づき、令和5年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定でございます。

公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族（退職手当等を有する者に限る。）を有する者の提出義務及び記載事項に配偶者の氏名を追加することに伴う規定の整備をするもので、地方税法第317条の3の3に基づき、令和5年1月1日から適用するものでございます。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務等の規定でございます。

引用条文の整理を行うもので、地方税法施行規則第2条に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

第73条の2は、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料の規定でございます。

固定資産税課税台帳に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする規定の整備をするもので、地方税法第382条の2及び第382条の4に基づき、令和6年4月1日から適用するものでございます。

資料の6ページを御覧願います。

第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定でございます。

記載事項証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする規定の整備をするもので、地方税法第382条の3及び第382条の4に基づき、令和6年4月1日から適用するものでございます。

附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。

住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴う規定の整備をするもので、地方税法附則第5条の4の2に基づき、令和5年1月1日から適用するものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。

申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する規定の整備をするもので、地方税法第33条の2に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。

引用条文の整理をするもので、地方税法附則34条の2に基づき、令和5年1月1日から適

用するものでございます。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございます。

申告方式の選択に係る規定の整備をするもので、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定でございます。

附則第26条削除に伴う規定の整備をするもので、令和5年1月1日から適用するものでございます。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定でございます。

住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴う規定を削除するもので、地方税法附則第61条に基づき、令和5年1月1日から適用するものでございます。

次に、歌志内市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）でございます。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定でございます。

扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備をするもので、令和4年改正地方税法附則第27条に基づき、令和5年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました。本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条から第4条までは、納税証明書、市民税、固定資産税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第24号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第24号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）等の公布に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を上げるとともに、未就学児に対する被保険者均等割額を減額する規定を設けるなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の7ページを御覧願います。

第2条は、課税額の規定でございます。

課税限度額を基礎課税額は63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額は19万円から20万円に、それぞれ上げるものでございます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定でございます。

見出しの文言の整理をするものでございます。

第6条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定でございます。

見出しの文言の整理及び第25条改正に伴う規定の整備をするものでございます。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定でございます。

所要の規定の整備をするものでございます。

第17条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課の規定でございます。

文言の整理をするものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。

資料は8ページにわたります。

第2条の改正に伴い減額後の課税限度額を上げ、引用条文及び文言の整理を行い、未就学児に係る基準課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を10分の5とするための規定を追加するものでございます。

第26条は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。

第25条改正に伴う規定の整備をするものでございます。

附則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険の課税の特例の規定でございます。

第25条改正に伴う規定の整備及び第703条の5改正に伴い、引用条文を整備するもので

ございます。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項は、各種国民健康保険税の課税の特例の規定で
ございます。

資料は9ページにわたります。

第25条改正に伴う規定の整備をするものでございます。

附則第15項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の規
定でございます。

感染症の影響により、収入が著しく減少した納税義務者に係る国民健康保険税について、令
和4年度課税分についても減免できるよう特例規定を整備するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第25号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第25号財産の取得について、御提案申し上げます。

下記により、物品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
記。

- 1、名称・種類・数量、高規格救急自動車、トヨタ救急車、1台。
- 2、取得の目的、高度救急業務用。
- 3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得予定価格、3,283万5,000円。

5、契約の相手方、札幌市手稲区曙1条2丁目2番37号、株式会社二二商会、代表取締役斎藤太雅哉。

提案理由は、高規格救急自動車の取得にあたり、予定価格が2,000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものです。

なお、高規格救急自動車の仕様等の概要は、臨時会資料の10ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 議案第25号に対しまして、3点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。

まず質疑は、10ページの資料の中からさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料の中で主な装備品等、そして主な救急資機材等が記述されております。その中で、装備品の7番に感染防止機能を有する扉という記述がありますが、今までの救急車には整備されていなかったと記憶しております。コロナウイルス感染症などの対策のためと考えてよいのか、まずそれを一番にお伺いしたいと思います。

次に2番であります。

主な装備品の項目10番、そして11番にオゾン発生装置、また無線機とあり、その備考欄に移設とあります。元の車両から移し替えるものと考えますが、移設のために要するその期間、それにつきましてお伺いをいたします。

3番であります。③主な装備品、また主な救急資機材の記述がありますが、主なということですので、ここに記述されていない装備品、そして資機材等についてお伺いをいたします。

その3点であります。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） それでは、まず感染防止機能を有する扉につきましては、コロナ感染症対策に限らず、これから発生し得る全ての感染症対策のため設置するものです。

次に、オゾン発生装置、無線機の移設に要する期間についてであります。いずれにつきましても2週間程度かかると、業者のほうに確認しております。

次に、資料に記述のない装備品、救急資機材についてでございますが、装備品につきましては、消火器、ドライブレコーダー、救急資機材につきましては、マジックギブス、スクープストレッチャー、布担架、バックボードなどの担架類などがございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1番目の感染症の防止用の扉ですが、今までの車両にはついていなかったというふうに私は記憶しております。感染防止のこれからのコロナウイルス感染症、そして先ほどの答弁ではコロナウイルス感染症だけにとどまらず、全ての感染症対策のためというような内容でございますので、ある意味もう一つの全ての救急車両に、そういったものが必要なのかなというふうな思いも正直今あります。答弁をいただければと思います。

3番目であります、資機材ということで説明をいただきました。この内容がそろふことによつて元の救急車両ですか、救急車両と同じような内容の物が全てそろふ、そのように聞いてよろしいのか、この3点、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 下山議員、2点に聞こえますけれども、2点でよろしいですか。下山則義さん。

○4番（下山則義君） 大変申し訳ありません。私、1点飛ばしてました。

先ほど、2番目に聞いたオゾン発生装置、そして無線機の件がありました。大変申し訳ありません。

その期間が2週間ということでありました。その装備をするために、移設というような内容になっていましたので、札幌の業者ということに2週間かかるのかなという思ひでございませぬ。その関係で、その期間は救急車両が、歌志内に1台になってしまうようなことになるのではないかと思ひますが、その答弁ですな、それを混ぜて3点お願いしたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） それでは1点目から御説明いたしますと、現有しているもう1台の救急車に、今回整備した感染防止扉を整備するという御意見についてでございますけれども、既存の救急車に扉を設置する場合、車両を艤装会社に1回移送して、工期も1か月以上、1か月、2か月、それ以上かかると聞いております。

その間は、救急車が1台しかここになくなることになりませぬので、救急車の2台体制は維持して行く考えでおりますので、既存の救急車につきましては更新時に整備する考えでございませぬ。更新時に、感染防止扉を設置する考えでございませぬ。

次に、無線機等の移設期間の対処ということだと思ひますけれども、2週間程度かかるということで、その間どうなのかということだと思ひますけれども、無線機につきましては、元々所有してあります可搬型の無線機を車載して対応する考えでございませぬ。

また、オゾン発生装置につきましては、艤装会社にて配線やコンセント等の工事を実施して、納車時に既存の今の救急車、現有の救急車についてありますものを本体を取り付けることとなりますので、その期間、救急2台体制を確保できないということはありませんということになります。対応できるということだと思ひます。

それで同様なものを、同様なものというか、救急車2台体制で同様なサービスを提供できると思ひております。

以上でございませぬ。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。新たな物が入つてきて、2台体制の状況が間違いないでしょう。同時に感染症の防止用の扉については、以前から持っている救急車両には、それはつけることが今は難しいということだと思ひました。

3番目の質問になります、いずれにしても今のコロナウイルス考える、そのほかにも様々な感染症に関するものがありますので、いずれにしても先ほど答弁にありましたけれども、新たなときには、そういった感染症防止用扉を持つ、そういったものに変えていっていただければと思ひます。

分かりました。その答弁は、さらにもう1度お願いしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） 次回の更新時期は、必ず仕様の中に感染防止の扉を追記して整備した

いと思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和4年歌志内市議会第3回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時57分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子